

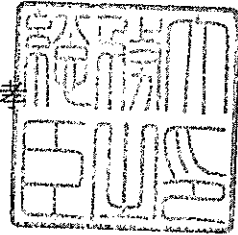


資料 2 - 2 - 1

総官企第 69 号
平成 26 年 2 月 28 日

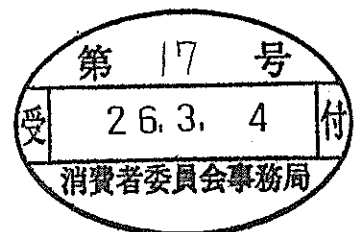
消費者委員会委員長 河上 正二 殿

総務大臣 新藤 義孝



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する
総務省の実施状況について

平成 25 年 8 月 6 日付けの貴委員会の「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題
についての建議」に対し、当省の実施状況を別添のとおり報告する。



平成26年2月28日
総務省

「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する
総務省の実施状況について

2. 詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化

(建議事項2)

警察庁、金融庁、総務省、法務省、経済産業省及び国土交通省は、犯行ツール対策を通じた詐欺的投資勧誘の抑止を図るため、以下の措置を講ずること。

- (1) 総務省は、携帯電話不正利用防止法に基づき、携帯音声通信事業者、媒介業者及び貸与業者に対し、本人確認義務等の周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる携帯音声通信事業者及び媒介業者に対し是正命令等を行うこと。また、警察庁は、同法に違反する貸与業者等の検挙を積極的に推進すること。
- (2) 警察庁、金融庁、経済産業省及び総務省は、犯罪収益移転防止法に基づき、金融機関、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対し、取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務について周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる事業者に対し是正命令等を行うこと。
- (3) 総務省及び国土交通省は、詐欺的投資勧誘に係る事案において、郵便や宅配便等による送金の防止を図るため、それらの運送事業者に対し引き続き分かりやすい注意喚起を積極的に行うよう、協力を要請すること。
- (4) 法務省は、代表権を有しない取締役等の登記の申請に当たり、他人や実在しない者の名義が冒用される事例の把握に努め、その結果を踏まえ、登記事項の真正を担保するための所要の措置の要否を含め、対応策について検討すること。

① 建議事項2(1)について

総務省においては、平成25年12月に、振り込め詐欺等の被害増加を防止するため、電気通信事業者団体における携帯電話の不適正利用防止を取り扱う場において、主要な携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法上の本人確認義務等の徹底を図るよう改めて周知し、適切な対応を求めた。

また、平成26年3月には、携帯音声通信事業や貸与業等を行っているその

他の電気通信事業者に対しても周知を行うために、広く届出電気通信事業者全般に対し、携帯電話不正利用防止法の概要や本人確認義務の要件等を記述した周知文書を送付する予定である。

このほか、平成 25 年 7 月 5 日には、携帯電話不正利用防止法に違反した携帯音声通信事業者 1 社及び媒介業者 2 社に対して、法に規定する本人確認義務の確実な履行や再発防止策の策定等、必要な措置を講ずるべき旨の是正命令を行った。

② 建議事項 2 (2) について

総務省においては、平成 25 年 3 月に、改正犯罪収益移転防止法の施行に際し、疑わしい取引の参考事例等の公表及び事業者説明会の開催に係る報道発表を行った。

同年 4 月までに、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者を対象とする説明会を全国 4 箇所（東京・大阪・福岡・札幌）で開催し、改正犯罪収益移転防止法の概要や事業者に求められる対応等を説明した。今後も必要に応じて随時説明会を行う予定である。

また、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者を対象とする犯罪収益移転防止法に関する総務省のホームページ上において、改正法の概要や改正の内容、取引時確認の要件等を掲載し、周知を行っている。

さらに、平成 26 年 3 月には、電気通信事業法の電気通信事業者として届出がなされている転送電話サービス業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や法改正のポイント、取引時本人確認義務の要件や疑わしい取引等を記述した周知文書を送付する予定である。

このほか、平成 25 年 8 月 23 日には、犯罪収益移転防止法に違反した電話受付代行業者 1 社に対して、関係法令に対する理解・遵守の徹底、再発防止策の策定等必要な措置を講ずるべき旨の是正命令を行った。

③ 建議事項 2 (3) について

総務省では、平成 25 年 8 月 23 日付けで日本郵便株式会社に対し、郵便を用いた詐欺的投資勧誘の送金の防止を図るため、引き続き消費者に対してより一層の分かりやすい注意喚起を積極的に行うよう要請した。同社からは、要請を受けて、次のとおり対応しているとの報告を受けている。

ア 郵便局の窓口における対応

利用者に注意を呼び掛けるポスター（別紙 1 参照）を作成し、郵便局の窓口に平成 26 年 1 月以降掲示するほか、必要に応じて利用者に声掛けを行っている。

イ 商品への注意文の追加

平成26年4月以降、特定封筒（商品名：レターパック）の内容品差入口に、新たに「詐欺等にご注意ください。」との文言を順次追加し、差し出す利用者に直接注意喚起を行う。同時に、特定封筒の表面にも、「現金を送付することはできません。」の文字を目立つよう赤色の文字に変更し、「詐欺等にご注意ください。」の赤字の文言も追加する。さらに、それらの英訳も赤字で掲載し、注意喚起を行う（別紙2参照）。

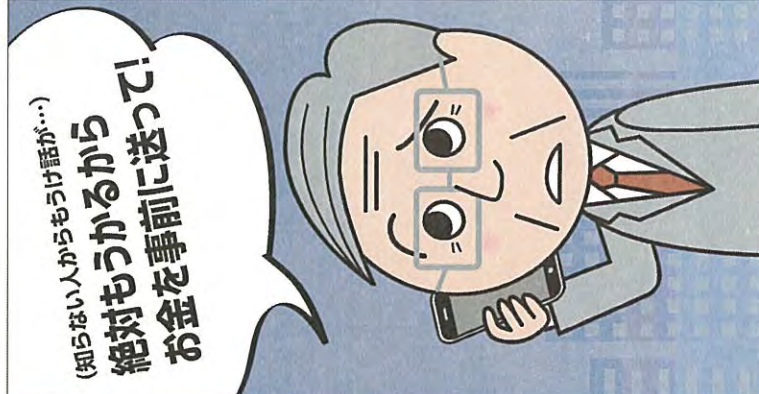
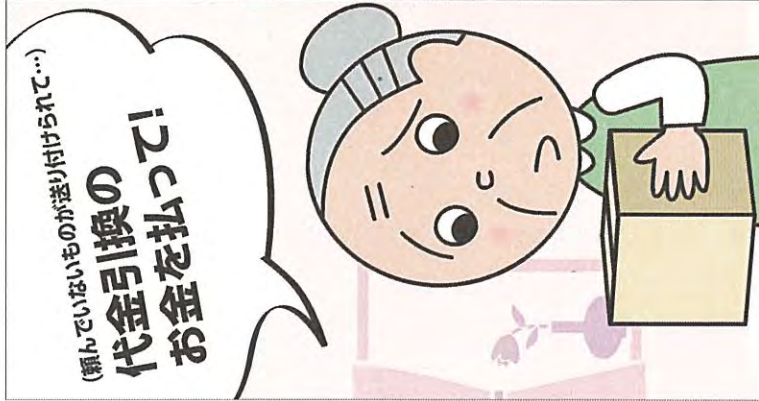
ウ 日本郵便株式会社のホームページ上での注意喚起

従来から詐欺に対する注意喚起の内容は掲載していたが、分かりやすい内容に更新して、引き続き利用者に注意喚起を行う（別紙3参照）。

エ その他の注意文掲出

平成26年4月1日の郵便料金改定に伴う窓口用周知ポスター（別紙4参照）、郵便差出箱に掲出するステッカー（別紙5参照）及び全戸配布チラシ（別紙6参照）に注意文を入れ、注意喚起を行う。

ポスター (A3ヨコ)



詐欺があなたのお金を狙っています。

まずは、警察・消費者ホットラインへご相談を!!

※電話番号はいつでも相談できるようメモして備えてください。

電話 0570-064-370

電話 #9110

